

# 令和3年度埼玉県防犯のまちづくり推進会議 重点取組事項について

## 1 社会情勢の変化に応じた犯罪抑止力の向上

令和2年の刑法犯認知件数は44,485件と前年に比べて11,012件減少し、ピーク時であった平成16年から16年連続で減少しています。

しかし、犯罪は新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢に乗じて様々に変化するとともに、一部の犯罪の増加や手口が悪質巧妙化しています。

そこで、犯罪を許さない安全で安心な社会の実現のために、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が一体となって、社会情勢の変化に応じた犯罪を起こさせにくい環境づくりと抑止力の向上が必要です。

毎月20日の「地域防犯パトロール強化の日」(別添参照)をはじめ、自主防犯活動団体(わがまち防犯隊)の活動の充実強化や事業者による見守り活動、新たな自主防犯の担い手の発掘など、防犯の取組を強化することで防犯意識を一層高め、社会情勢の変化に対応できる地域防犯活動の更なる充実を図ります。

区分	取組内容
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ メディアや県、警察が発信する情報を受け、多発している犯罪を知る。</li><li>◎ 個人のできる防犯活動として、散歩や買い物などの日常生活に防犯活動の視点を取り入れる。</li></ul>
地域団体 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 日常の団体・事業活動を通じた地域の見守り活動、子供・女性への注意喚起、犯罪や不審者を発見したときの警察への通報、子供などが避難することができるセーフティステーション(こども110番の家)の設置などに努める。</li><li>◎ 窓に防犯フィルムを貼ったり、防犯カメラ、ドライブレコーダーを取り付けるなど、事務所・事業所における防犯対策や構成員・従業員に対する防犯教育を実施する。</li></ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 児童の登下校の見守り活動を充実する。</li><li>◎ 防犯教室や地域安全マップの作成・見直しなどを通して、子供、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。</li><li>◎ 不審者の対応訓練・講習や敷地内の安全点検を行う。</li></ul>
県 警察 市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 県民や事業者に対して、犯罪情報の提供やホームページなどの広報媒体を通じ、活動団体の取組状況を紹介する。</li><li>◎ 地域の犯罪情勢に応じて被害防止活動を行い、関係機関が連携し重点的な取組を実施する。</li><li>◎ わがまち防犯隊レベルアップセミナーを開催し、自主防犯活動団体の活動を支援する。</li><li>◎ 青色防犯パトロールや防犯活動の新たな担い手の拡大を図るなどし、「地域の見守りの目」をさらに拡充させる。</li></ul>

## 2 悪質巧妙化する特殊詐欺被害防止対策の推進

令和2年の特殊詐欺認知件数は、1,026件（確定値）で、前年に比べて433件減少し、被害額は23億3,287万円（確定値）と、前年に比べ1億2,488万円減少しています。

しかし、手口は年々悪質巧妙化し、被害者の約9割は65歳以上で1,000万円以上の高額被害も多く発生しており、架空請求詐欺などの一部の手口では若い世代も被害に遭っています。

こうした特殊詐欺を未然に防止するためには、被害防止のための広報啓発をはじめ、高齢者に対する継続的な注意喚起と防犯機能付き電話機等の対策機器の普及などにより「犯人からの電話を取らない対策」を、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が連携して、各対策を実施していきます。

区 分	取 組 内 容
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 在宅時でも留守番電話の設定や防犯機能付き電話機などの対策機器を活用して、「犯人からの電話を取らない対策」により、特殊詐欺被害に遭わない、適切な行動を取るよう努める。</li> <li>◎ 県や警察が発信する情報を受け、多発している手口を知る。</li> <li>◎ 特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者を発見、または、詐欺の疑いがある電話やメール、ハガキ等を受けた場合は警察へ通報する。</li> <li>◎ 家族や地域住民との間で、互いに被害の防止に関する注意を喚起する。</li> </ul>
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 特殊詐欺に対する関心と被害防止に向けた理解を深め、県及び市町村が実施する施策に協力する。</li> <li>◎ 特殊詐欺被害に遭わないよう、構成員・従業員及びその家族の防犯意識を高める。</li> <li>◎ 特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者や不審者を発見した場合に警察へ通報する。</li> </ul>
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 特殊詐欺被害の周知を図り、子供、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。</li> <li>◎ 特殊詐欺などの犯罪者に加担しないよう指導を徹底する。</li> </ul>
県 警 察 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ホームページやSNSなどを活用し、幅広い世代に被害状況の情報提供を行う。</li> <li>◎ 県民や事業者と連携し、高齢者はもちろんのこと「子や孫世代」も含めた全世代の特殊詐欺防止対策への関心と理解を深め、県民総ぐるみでの被害防止対策を推進するための広報啓発や教育活動、その他の必要な措置を講ずる。</li> <li>◎ 県民・地域団体・事業者による特殊詐欺被害防止に関する自主的な活動及び県民等が適切な行動をとることを支援するための必要な措置を講ずる。</li> </ul>

### 3 自転車盗被害防止対策の推進

令和2年の自転車盗の認知件数は10,413件と前年に比べ4,730件減少しています。

しかし、自転車盗は全刑法犯認知件数の約2割と最も多く発生している犯罪であり、その約6割は無施錠での被害となっています。

駐輪場や自宅等敷地内での被害が多く発生していることから、駐輪時における施錠の徹底が最も有効な対策と言えます。

このように、自転車盗は県民の身近で多く発生していることから、犯罪のない安全に安心して暮らせる埼玉の実現のためにも対策を重点的に講じる必要があります。

そこで、自転車盗被害を防止するため、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が連携して、各対策を実施していきます。

区 分	取 組 内 容
県 民	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 自宅等の敷地内や短時間での駐輪でも必ず施錠をする。</li><li>◎ 被害に遭いにくい鍵（ディンプルキー）とワイヤー錠とのツーロックに努める。</li><li>◎ 路上放置や違法駐輪をせず、管理の行き届いた駐輪場に止める。</li><li>◎ 地域の犯罪情勢に応じて効果的な防犯パトロールの実施に努める。</li></ul>
地域団体 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 団体・事業活動を通じて、自転車盗被害に遭わないように県民に注意喚起を行う。</li><li>◎ 構成員・従業員に駐輪の際は必ず施錠することを周知し、家族を含め被害に遭わないようにする。</li></ul>
学 校	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 学校敷地内をはじめ、駐輪の際には施錠をするよう指導をする。</li><li>◎ 自転車盗は単純な動機から安易に行われやすいため、生徒・児童が犯罪者にならないよう指導を徹底する。</li></ul>
県 警 察 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"><li>◎ 出前講座やわがまち防犯隊レベルアップセミナーなどで、駐輪場などのパトロールの強化を呼びかける。</li><li>◎ 啓発活動を推進し、施錠の徹底及びツーロックの普及を促進する。</li><li>◎ ホームページやSNSなどを活用し、幅広い世代に自転車盗被害の情報提供を行う。</li><li>◎ 路上放置や違法駐輪を防ぐため、駐輪場の設置に努める。</li></ul>

## 「地域防犯パトロール強化の日」とは

犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを一層推進するためには、地域防犯活動を充実強化することが重要であることから、「地域防犯パトロール強化の日」を設けることとした。

「地域防犯パトロール強化の日」は毎月20日とし、この日を中心に各地域において、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール活動をはじめ、住民共助による自主防犯活動や事業者等による見守り活動の積極的な展開を図る。

なお、毎月20日は、埼玉県警察本部が定める「地域安全の日\*」であり、この日を「地域防犯パトロール強化の日」とすることにより、警察との連携強化を図ることとした。

\*参考

「地域安全の日」

埼玉県警察本部が「地域安全の日」実施要領の制定について（例規通達）により定めたものであり（平成10年1月1日施行）、各警察署において、地域住民との協働による街頭活動、ボランティアに対する支援活動等を重点的に推進することとされている。